

○厚生労働省告示第三百三十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和三十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から適用する。

平成二十九年十一月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに

応ずるものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表 第1部～第19部 (略)		別表 第1部～第19部 (略)	
第20部 追加補 (16)		(新設)	
品名	規格単位	品名	規格単位
薬価		薬価	
円		円	
(あ) アラグリオ顆粒剤分包1.5g	1.5g 1包		
(い) イブラソスカゾセル25mg	25mg 1カゾセル		
	125mg 1カゾセル		
(ま) マダレット配合錠	1錠		
(ろ) ルパソイン錠10mg	10mg 1錠		
(れ) レバチオODソイルム20mg	20mg 1錠		
	10mg 1mL (懸濁後 の内用液として)		
注	射		
品名	規格単位		
薬価		薬価	
円		円	
(え) エイソスチラ静注用250	250国際単位 1瓶 (溶解液付)		
	500国際単位 1瓶 (溶解液付)		

別表
第1部～第19部 (略)別表
第1部～第19部 (略)
(新設)

第20部 追加補 (16)

品名 規格単位

薬価
円

(あ)

アラグリオ顆粒剤分包1.5g 1.5g 1包 74,873.70

(い)

イブラソスカゾセル25mg 25mg 1カゾセル 5,576.40

イブラソスカゾセル125mg 125mg 1カゾセル 22,560.30

(ま)

マダレット配合錠 1錠 24,210.40

(ろ)

ルパソイン錠10mg 10mg 1錠 69.40

(れ)

レバチオODソイルム20mg 20mg 1錠 1,213.50

レバチオ懸濁用ソイルムシロップ 10mg 1mL (懸濁後
の内用液として) 671.30

注 射

品名 規格単位

薬価
円

(え)

エイソスチラ静注用250 250国際単位 1瓶 (溶解液付) 22,308

エイソスチラ静注用500 500国際単位 1瓶 (溶解液付) 41,370

エイノスチラ静注用1000	1,000国際単位1瓶 (溶解液付)	76,719
エイノスチラ静注用1500	1,500国際単位1瓶 (溶解液付)	110,104
エイノスチラ静注用2000	2,000国際単位1瓶 (溶解液付)	142,273
エイノスチラ静注用2500	2,500国際単位1瓶 (溶解液付)	173,568
エイノスチラ静注用3000	3,000国際単位1瓶 (溶解液付)	204,184
(け)		
ケゾザラ皮下注150mgシリンジ	150mg1.14ml1筒	45,467
ケゾザラ皮下注200mgシリンジ	200mg1.14ml1筒	60,329
(し)		
ジーンゾラバ点滴静注625mg	625mg25ml1瓶	330,500
(た)		
ダラザレックス点滴静注100mg	100mg5ml1瓶	51,312
ダラザレックス点滴静注400mg	400mg20ml1瓶	184,552
(は)		
ハベンチオ点滴静注200mg	200mg10ml1瓶	218,955
(へ)		
ベンリスタ点滴静注用120mg	120mg1瓶	15,404
ベンリスタ点滴静注用400mg	400mg1瓶	50,245
ベンリスタ皮下注200mgオート インジェクター	200mg1ml1キット	24,547
ベンリスタ皮下注200mgシリ ンジ	200mg1ml1筒	24,540
外 品 名	用 規 格 単 位	薬 価 円

(れ)

レクタゾル 2mg注射フオーム 48mg30.8g 1瓶 6,940.60

14回
レボカバスタチン点眼液0.025% 0.025% 1mL 87.50
「杏林」

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン

改正前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第三条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持 続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持 続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) アリロクマブ製剤</p>